

令和5年度

第1回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年4月26日（水）

佐々町農業委員会

令和5年4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年4月26日（水）午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
3. 開 会 令和5年4月26日（水）午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子 君	13	濱野 卓也 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地改良等届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第3号 農地転用制限の例外規定に係る届出書の取下申立について

(4) 審議事項

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第2号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議案第3号 非農地通知申出書について（口石免）

議案第4号 非農地通知申出書について（八口免）

(5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進

② 5月定例会の日程について

③ 視察研修について

④ その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。それでは、時間定刻となりましたので、令和5年度第1回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆様こんにちは。本日は令和5年度第1回の農業委員会総会です。人・農地プランが法定化された地域計画の策定が、令和5年度、6年度の2ヶ年での作成となります。農林水産課と共に進めて行きたいと思っています。

またご存じの通り、人事異動により金子局長が転籍され書記の立石君が退庁されました。新たに作永農林水産課長が農業委員会局長兼務、鮎川係長が配属されました。

継続的な事案が多い中、大変ですがしっかりと励んでいただきたいと思います。

本日も議事が円滑に進行しますようよろしくお願いします。

事務局長（作永 善則君） ありがとうございます。本日の出席委員は12名です。寶持委員からの欠席の報告がっております。最適化推進委員については、全員出席でございます。委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議事に入ります。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、8番、藤永九市委員、10番、池田晴良委員を指名しますので、よろしくお願いします。

以上で、日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）報告事項に入ります。

報告第1号、農地改良等届出書について、事務局の説明を求めます。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。報告第1号農地改良等届出書について説明をさせていただきます。資料の1ページを御覧ください。4月12日付で農地改良等届出書が提出されております。届出者は、住所〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、佐々町本田原免字土肥ノ内〇〇〇。登記地目、田、現況休耕、面積145㎡。

農地改良を必要とする理由につきましては、周辺状況の変化、嵩上げにより水田から畑地に転換するという理由で届出書が出されております。

資料4ページが平面図ですが、上の青色で着色された部分が申請地になります。

以上、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。ないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明を求めます。事務局係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。資料の7ページをお願いいたします。朗読説明いたします。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということで今回出ております。土地の所在、市瀬免字羽須和〇〇〇〇、地目台帳、現況ともに田、面積1034㎡。賃貸借の解約の申入れをした日が令和5年3月21日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が令和5年3月21日でございます。以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はございませんか。

会長（吉野 裕君） 次に報告第3号、農地転用制限の例外規定に係る届出書の取下申立書について、事務局の説明を求めます。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。資料の11ページをお願いいたします。朗読説明いたします。農地転用制限の例外規定に係る届出書の取下申立書。

届出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。令和4年10月26日付で提出した下記土地についての標記届出書は取り下げます。届出に係る土地の所在、佐々町石木場免船坂〇〇〇〇、地目登記簿、畑、現況牧草、面積、403㎡。理由としましては住宅がすぐそばまでせまっております、住民の同意が得られないと判断したため。牛舎建設などが資材高騰などにより、予定していた予算よりも超えすぎたためということで届出書がだされております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はございませんか。

会長（吉野 裕君） 次に、日程（4）審議事項に入ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。資料の13ページをお願いいたします。朗読説明いたします。議案第1号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事処分でございます。2筆でございます。土地の所在、北松浦郡佐々町本田原免字土肥ノ内〇〇〇〇、登記地目、田、現況は休耕田、面積1805㎡。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、建設業・宅建業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、自営業。もう1筆、北松浦郡佐々町本田

原免字土肥ノ内〇〇〇〇、登記地目、田、現況は休耕田、面積633㎡。合計2438㎡でございます。譲受人、1筆目と同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、建設業・宅建業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。転用の目的でございますが、建売住宅で木造2階建ての11棟、建築面積418.99㎡でございます。農地区分につきましては第3種農地となっております。建売住宅11棟を建築販売するためということで、今回申請が上がっているところでございます。

場所につきましては、資料17ページに位置図をつけておりますが、中央部分の申請場所と記載がある所です。資料20ページには現況写真をつけております。

資料22ページに被害防除計画書をつけており、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための措置として、盛土を行う、また、擁壁を設ける計画となっております。資料23ページに配置図をつけておりますが、青線が雨水で溜樹を經由して道路側溝に落とします。生活排水については、赤線で記載ありますが、中央の道路を經由して下水道に接続する計画となっております。

資料27ページに建物の立面図と平面図をつけております。

説明は以上でございます。

会長（吉野 裕君） 事務局の説明が終わりました。地元委員の説明をお願いします。

10番（池田 晴良君） この件につきましては、4月18日火曜日に藤永委員、福田委員、関係者から〇〇〇〇、それと事務局と立ち合いました。この申請地の前の道路には大新田の水路が通っており、奥に数枚の田んぼがあるわけですが、話ではパイプを通して田んぼへの水路は止まらないようにするとのことでした。他の対策などについては事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件につきまして何か御意見、御質問ございませんか。

ないようですので採決をいたします。議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので進達いたします。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。資料の29ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第2号、農用地利用集積計画の承認について、利用権設定でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認をもとめる。令和5年4月26日、佐々町農業委員会会長。

30ページをお願いいたします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構

想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画、新規でございます。番号1番、権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、市瀬免字羽須和〇〇〇〇、地目田、1034㎡、借手農家耕作面積36001㎡、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、物納、年60kg、3年設定、ほか7件で合計6,041㎡でございます。

次に、差替え資料をお願いいたします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画、再設定でございます。

番号1番、権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、野寄免字隠畑〇〇〇〇、地目田、779㎡、借手農家耕作面積19510㎡、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、物納、年30kg、5年設定、ほか33件で69,766㎡でございます。

なお、今回は契約書など書類が揃っているものは番号欄に着色しており、着色されていないものは、継続の意思は示されているので契約がされる見込みのものになります。

会長(吉野 裕君) 暫時休憩します。

(休憩 午後 14時 20分)

(会議再開 午後 14時 30分)

会長(吉野 裕君) 再開いたします。事務局長。

事務局長(作永 善則君) 事務局長。まずは、資料にあります面積に誤りがございました。

それから、資料の再設定の7番、貸手農家〇〇〇〇、〇〇〇〇、借手農家〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、口石免字太田、地番が〇〇〇〇、田の面積が1,365の分でございますけど、一旦これを再設定ではなく削除ということによろしいですか。

代わりに、借手農家さんにつきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇ということで、新規で8番目に追加をさせていただくということで御了解を頂きたいと思います。今、口頭で説明をさせていただいているんですけど、最終的な差し替え分につきましては、また作成したものを配付させていただきたいと思いますので、御了承よろしく申し上げます。すみません、説明が漏れておりました。申し訳ございません。

新規の設定につきましては、今の訂正、先ほど説明させてもらった分の面積を加えまして、合計の9,841㎡でございます。再設定の分につきましては、先ほど変更になった分の1,365㎡を削除した分ということで、一番最後のページの合計のところから6万5,389㎡から先ほどの1,365㎡を削除した合計の面積が6万4,024㎡ということで、資料につきまして差し替えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 再設定の2番も全部設定ができませんので、これも全部没にしてくださいと思います。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。今言っていた部分と提出していただいた分を集計して、正しい資料を郵送でお送りさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。――なければ、先ほど事務局から説明したとおり、修正をかけたものを後日、委員さんのほうに郵送させていただきます。その上で、この件について採決をいたしたいと思います。

議案第2号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致で承認することといたします。

議案第3号非農地通知申出書（口石免）について、事務局からの説明をお願いします。事務局。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。資料35ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について農業委員会の判断を求める。対象農地、別紙のとおり。令和5年4月26日、佐々町農業委員会会長。

資料36ページをお願いいたします。

申出人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。申し出る土地の所在、面積等、所在が佐々町口石免字浄香谷、地番〇〇〇〇、地目、登記簿、田、現況、荒れ地、面積78m²となっております。

資料38ページをお願いいたします。

航空写真をおつけしておりますが、こちら口石のほうから千本のほうに抜ける道となっております。この下のほうにありますため池が、平田ため池となっております。その平田ため池の縁のところ、青い枠で囲まれているところが、今回の該当農地となっております。

資料39、40ページをお願いいたします。

現況の写真となっておりますが、こちらは赤線で囲まれたところが該当農地となっております。こちらにつきましては、4月12日の日に藤永委員と現地立会いをしたところとなっております。

以上で説明を終わります。

会長（吉野 裕君） 地元委員が現地調査されたときの報告をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま説明がありましたように、ここは口石の平田ため池の上のほうになる部分です。

38ページで見ていただきたいと思います。

前は田んぼでありましたけれども、道路拡張のために道路ができて、残地として78m²が残っておりまして、荒地地として活用がないものと判断いたしました。

以上です。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問あられる方いらっしゃいませんか。——ないようですので採決をいたします。

議案第3号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので、全会一致で非農地と判断いたします。

議案第4号非農地通知申出書（八口免）について、事務局からの説明をお願いします。事務局。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。資料4 2ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について農業委員会の判断を求める。対象農地、別紙のとおり。令和5年4月26日、佐々町農業委員会会長。

資料4 3ページをお願いいたします。

申出人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。申し出る土地の所在、面積等ですが、八口免字昌塚田〇〇〇〇、地目が登記簿、田、現況は現在不耕作となっております。面積が774m²です。

次に、資料4 5ページをお願いいたします。

こちらが町道神田線を通りまして、飲食店があるところから入っていった中腹ほどになるんですけども、写真で分かるのとおり、4軒ほど右手に家が並んでおりまして、その家の真裏となっております。

こちらが、今回の該当の農地も含めまして、全部で8段ほどの段々になっているんですけども、上の方にあるため池からも水が来ない状況ということで、水がためられない状況ということもありまして、耕作ができないということとなっております。

資料の4 6ページ、4 7ページをお願いします。

こちらが現況の写真となっております、赤い枠で囲まれた部分が、今回の届出が出ている農地となります。

それと、資料4 8ページになるんですけども、現地調査票をおつけしておりますが、こちらが4月14日の日に現地調査、立会いをしたということで記載しておりますが、こ

の申出書の提出は4月に入ってからですが、前々から事務局のほうで相談を受けていた案件ということもありまして、地元委員であられる濱野委員と作永事務局長は別日で現地確認されておりまして、私と北部班長の池田邦義委員の2人で立会いをさせていただいた日、現地調査票を書かせていただいております。

資料48ページにあります、中ほどに農業振興地域整備計画との関係というところで、農業振興地域、農用地区域ともに、こちら区域内ということとなっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） それで、地元委員からの説明をお願いします。13番。

13番（濱野 卓也君） 13番。3月の末に、前事務局長の金子さんと私と申請者の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。

事務局から説明があったとおり、ため池のほうから水が下りてこなくなったということで、数年間耕作をできる状態ではなかったということで、実質これ1筆なんですけど、2枚に分かれているんですね、段差がついて。ところどころ木も草も生い茂って、地面も石がごろごろ転がっている状態で、また新たに誰か借りて耕作するというのも難しいと思います。

申請者さんも体調を崩されて、今後耕作が無理ということだったので、審議のほうよろしくをお願いします。

以上です。

会長（吉野 裕君） ずっと棚田になつとるところは、多面の活動に入つとるところですかね。事務局。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。すみません、資料43ページになります。

中段から下の、農業委員会確認欄というところに適用事項等とございまして、そこに納税猶予ですとか農業者年金ですとか項目があるんですけれども、その中に中山間地域等直接支払制度、それから多面的機能支払制度などの項目がございまして、今回の申出がされている地番につきましては、多面的機能支払制度の対象農地となっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、ちょっと補足します。

この農地につきましては多面の対象ということで、多面の計画が令和元年度から5年度までの一計画期間ということになりますので、今のところはまだ多面の対象農地ということなんですけど、次期計画の6年度から10年度というところの部分は、申請者本人の申出により、次期計画からは外していきたいということで話を聞いております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 今の事務局の説明でも、ちょっと私、納得いかないのは、結局、〇〇〇〇さんの一番下の段が2枚、今度、非農地の申請があっているわけ。その上に7枚あるわけよね、田んぼが。実質、田んぼじゃないわけ。

今、事務局が言われたように、水も来ないような状態で、農振区域内ということであれば一括して、各自これ個人個人で非農地申請は多分出ると思うわけですよ、〇〇〇〇さんが通れば。

だから、7枚、上7枚、地主さんに相談して、一括して非農地ばしてもらわんば、各農業委員はそのたびに出向いて、結局、現地確認をせんといかん。事務局も大変、農業委員さんも大変と思うし。そこら辺は事務局でどうにかできないんですかね。

以上です。

会長（吉野 裕君） 19番。

推進委員（大瀬 敏幸君） 今年になって3回ほど、県の土地改良区から調査に来てもらっています。それで、まだ結果は出ていません。みんな知ってのとおり、ため池は縦線、横線ってあるわけですが、その線を走っても、水は落ちないんですよ。

それで、災害ため池に申請はしておるとですけど、これがどうなるかまだ分かっていないですね。そのところを農業委員会で何とか水を通すように。あれが壊れたら、下の家はなくなりますよ。

以上です。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 五役会でこの件についていろいろ審議をしたんですが、1つは農振地域の中にある農地を非農地にすることが可能なのかという議論が1つですね。耕作については、上のため池から水を取ることができないんで、これは耕作をしろというほうが無理ですねという意見が1つですね。

それから、結果的に言うと、先ほど池田委員がおっしゃったように、これから上について7枚の田があって全部荒れ地になっているんだけど、全部農振地域の中に入っておる農地でありますから、結果的に非農地に承認をしても、それは地目変更はできない土地だというふうに認識をしておるといふ議論をしました。

なお、農振地域を見直すことによって何か救われるんじゃないかという話がありまして、それじゃあ行政が行う行政措置の中で農振地域から外していくということが可能なのかという議論もいたしました。

しかし、それは基本的には農振地域を外す理由というのは明解に制限がかかっておりまして、単に外そうでは外れないという説明がございました。

そういうことからして、この土地の非農地証明を農業委員会が出すということについては保留すべきではないかという意見を私は申し上げました。

しかし、申請はあっているんで、結果的には農業委員会としては却下をすべきではないか。ただ、それに伴って行政がなすべきことがほかにあるのではないかと。

例えば、農振地域から見直す作業を行政的にどう判断をしていくのか。それから、先ほどおっしゃった、水を取ることが可能になるのではないかとか、そういうふうなことを行政としてどう捉えているんですかということを整理せんと、この地域のある段々の農地は耕作もできず、そのまま放置されて荒地になっていくということが見え見えであること。

それを解消する意味で、個人のこの申請にオーケーを出すのではなくて、そういうことを総合的に判断して整理をしながら、これを進めていくべきではないのかというふうに思うという意見を私は申し上げて、基本的には、この農地については申請は出たけれども、農業委員会として非農地だというふうに認定することは難しいのではなかろうかというふうに意見申し上げております。

以上でございます。

事務局長（作永 善則君） 農業委員会事務局長。ため池の関係ですけど、現在、農林水産課で発注している業務としまして、ため池はわりと山間部にあるような形が多い中で、ため池がもし大雨とか地震とかで堤体が決壊した場合に、下流のほうに被害を及ぼす可能性があるため池を防災重点ため池ということで設定をさせていただいているんですけど、ちょっとこの資料の45ページの対象となる農地の上流のほうに葉山ため池が防災重点ため池ということで、決壊した場合に下流のほうに家があつて被害が出る可能性があるため池ということで、去年からなんですけど、農林水産課のほうで土地改良団体連合会、県の土改連のほうに発注をさせてもらって、ため池の調査をさせていただいております。

結果的には、町内全体のため池、防災重点ため池となっているところの調査をした後に、ため池の下流側の被災の可能性が高いところというのを、まず優先順位を上のほうに持ってきた状態で改修の整備をしていくという流れになるんですけど、恐らく現況、大瀬委員が言われたとおり、このため池自体は水も落ちて大雨のときが、正直言えば木栓のところを外れずに、結果、最悪の場合、決壊して下流のほうに影響を及ぼすということで、これまでも何回か消防自動車を大雨の際に現地に設置して、水を側溝のほうに下ろすという作業も実際している、ちょっと危険なところなので、確実に改修の必要ありという判断が出て、その後、改修をしていく形にはなるんですけど、その改修が終わった後には、ため

池の機能が正常なものとなって、今、水稻の作付が困難と言われているところについても、水はくるようになるのではないかなということ、農林水産課のほうで状況を把握しているところではございます。

一応、現時点での説明ということでさせていただきます。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） しかし、今、局長が言われるように、ポンプで上げて水を流す。現場に行ってみたら、水路という水路なかつちゃんね、これ田の横にさ。どこに流すわけ。こっち右側の、これに流すわけ。右側のこの林の川とか、これ。

事務局長（作永 善則君） 資料の中ではちょっと見にくいんですけど、ため池上流部から水、大雨の際に木栓以外のところから下流の水路のほうに流すような形になるんですけど。

すみません、ため池から出てくる水路のところは、排水路が整備されていて、現地の大瀬さん、45ページの分で言ったらどっちのほうに、田山からの水路的なものがあるかどうかを、教えていただけたら助かります。

19番（大瀬 敏幸君） 右からですね。

3番（池田 邦義君） 林の中。

事務局長（作永 善則君） こっち側。

すみません、45ページの分でいけば、この対象農地の下側……。

19番（大瀬 敏幸君） そうです。

事務局長（作永 善則君） のところに水路が入っているような形……。

19番（大瀬 敏幸君） そうです。その田んぼの脇というか、その水路が来て、役場職員の〇〇〇君、知ってます。〇〇〇〇君。

事務局長（作永 善則君） はい、分かります。〇〇〇〇さんの家、これです。

19番（大瀬 敏幸君） そいけん、もし土手が破れたら、その下にまずため池があるんですね。それに流れ込んでくるんです。

事務局長（作永 善則君） 道路がある、神田線があるとですけど、こっち側に川添ため池があるんですけど、そこに流れ落ちて……。

19番（大瀬 敏幸君） 流れたら、また川添ため池が鉄砲水のようになってきたら……。

事務局長（作永 善則君） 最終的には佐々川のほうに落ちていくという流れ……。

19番（大瀬 敏幸君） そうです、そう。

事務局長（作永 善則君） ですよ。川添のため池からは……。

3番（池田 邦義君） これ現地に行って、事務局と行ったときは、この図面から横からすれば真ん中に水路のあったわけよ。これ狭かとかやもん。田ん中に入るような水やなとかやもん。

そやけん、多分右側の水路が洪水、オーバーフローした水をここに流すとしたら、右側から田ん中にどうやって入れるのかなと思ってさ。

19番（大瀬 敏幸君） 本当の落とし口は真ん中にあるとです。

事務局長（作永 善則君） 田越とかですか。

3番（池田 邦義君） 家の裏ということ。

事務局長（作永 善則君） 上から……。

19番（大瀬 敏幸君） 一番上ですね。真ん中にあるとですけど、それから落ちるもんけん、大雨が降ったら水よけの水路に全部流れていくとですよ。

3番（池田 邦義君） しかし、こういう現地ば見てみたら、住宅の裏、擁壁、これあれよ、コンクリじゃなかもんね。石垣やんね。

事務局長（作永 善則君） 石垣……。

3番（池田 邦義君） そやけんか、これ普通の雨でも地盤が緩んでくれば、これ多分、ようこんなどこに家建てるなどと思って、ちょっと見てきたんですけどね。

そやけんか、多分非農地にしても、結局非農地にせんでも、どっちにしても地主さんの管理でどかんかせんことには、大災害になるっちゃないかなって、私は思って見てきましたけどね。

そして、住宅の奥のほうから田ん中入んですけど、とでもじゃないが入れるような道じゃないですね。獣道で土盤は崩れているし、トラクターも入るかなという感じで、ちょっと見てきました。

19番（大瀬 敏幸君） 田んぼをしろす人が約半分、牛飼うとらすけん、牧草を作りよるとです。水のなかけん。

会長（吉野 裕君） ため池の堤体も今調査中で、それが工事がなされれば、多分堤から落とし口も改修されるでしょうし、水路も改修されると思います。

まずもって農振地内でもあります。多面にも入っておられれば、そういうとの活動資金で水路の補修なり整備なりは申請すればできる事業があると思います。

まず、そこら辺を、この1枚だけの問題じゃなくて、一体的に考えたときには、まず、そこの農振の地内で非農地というともおかしいし、まず、調査結果が出ないことには、まだ何とも。

8番。

8番（藤永 九市君） 8番。今、この非農地通知についての話を聞いておりますと、地元委員さんお二人のお話、それから五役の皆さん、本当に十分話をしたということでございます。

本人から出されている申出については分からないでもないんですけども、今、会長が

申しましたように、多面的交付事業にまだかかっていること、それから農振地であること。それと、一目瞭然、この航空写真に写るもんか分かりませんが、見た目では普通非農地として判断する場合は、山林化もしくは竹林化しとる状況の中で、大体農業委員としては判断して、今までそういう例を見ながらきているんですけど、見たところそういうふうには見えないですよ、写真判定を見たときに。

そういうことを考えますと、事情分からないでもないんですが、時期尚早だと、こういう気がしております。この気持ち分かりますけど、この場でこれを判断して認めるということには分からないわけでもないんですけども、認められる状況ではないなど、こう思います。いろいろ総合的に皆さんのお話をお伺いしたときに。

だから、そういうことですから、もうちょっと状況を判断して、先延ばして失礼なんですけども、先送りをするか、1、2年様子を見てからという形にしないと、こうした例をこういうふうに取り上げて認めることになると、こういう例結構あるんですよ。町内のずっと農地を見ましても、似たような類似するところが。

そういうことを鑑みますと、やっぱり今認めるべきではないな。却下するわけじゃないですよ。時期尚早であるということで、時間が欲しいんじゃないかなと、こういうふうな私はそういうふうには受け止めましたけれど。

ですから、そういうふうに会長も申しあげましたように、もう1年2年、申し訳ないでしょうけども、そういう形の中で報告を頂いて状況を判断するというので、今日この場ではそういう結論を出していただいたほうが無難じゃないかなという気がしますけれども。

以上、意見として申し上げておきます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。2番。

2番（濱野 努君） 2番です。先ほどから、ため池の調査中というお話が出ています。もしこれが優先順位的に有利に働いて、もしため池が改修できたなら、当然農地として利用はしていかなければならないと思います。

だから、8番委員さんがおっしゃったように時期尚早もありますが、やっぱり何とかして荒れないように維持をしていただくような形で取っていかんと、もしため池が改修できたときには、田んぼをつくれないう状態になる可能性があると思いますので、地主さんに協力を得て、何とか維持をしていただければと思いますが、それも高齢とかいろいろ言われて大変ではありましようが、私はそういうふうに思います。

すみません、以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——ないようですので、採決をいたします。この非

農地通知申請について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。（賛成者挙手）反対多数ということで、本申出を否決いたします。

次に、日程5に移ります。

日程5、その他について、事務局からの説明をお願いします。事務局。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。事務局のほうから3点ほどございます。

まず、1つ目なんですけれども、農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進ということで追加で資料を置かせていただきました、全国農業新聞を活用しましょうということで、1枚のペーパーです。

既に参加頂いていらっしゃるというのは承知しているんですけれども、逆に皆様が各地区のほうでお話をさせていただくときに活用していただければなということで、今回お配りをさせていただいております。

昨年度から農地利用の最適化活動等、農業委員の皆様をお願いをすることが増えてきている状況ではあるんですけれども、こちら農業新聞と、あと農業者年金の加入推進も、これについても引き続きお願いできればということで、農業者年金については、ちょっとこの新聞のように、制度を説明するようなチラシとかお配りできていないんですが、もしそういうのがあれば、またその際には配付等をさせていただきまして、加入推進の呼びかけのほうを引き続きお願いできればと思っているということで、紹介させていただきます。

次に、2番目の5月定例会の日程についてなんですけれども、5月の総会のほうを5月25日木曜日、時間は同じく1時30分からということで予定をしておりますので、皆様方の調整方を御配慮できればと思います。

五役会のほうが5月17日の水曜日、時間は同じく1時30分から予定をしております。

次に3点目の視察研修についてなんですけれども、資料の49ページをお願いいたします。49ページとあと50ページと2つの案を載せさせていただいております。

まず、49ページのほうから御説明をさせていただきます。

まず、1日目のほうですけれども、道の駅むなかたのほうに視察研修をということで伺いまして、そこから世界遺産を少し見学して昼食、それから、別府のほうに向かったの、その日は宿泊、それから、2日目が昭和の町のほうの観光といいますか見学や、双葉山資料館等の見学をして、安心院のほうで昼食を取りまして戻ってくるというコースが1つ。

それから、50ページになりますが、1日目については同じ行程になるんですけれども、2日目のほうが別府交通センターや道の駅、原尻の滝から岡城跡等を見学等してから、岡本とうふ店というところで昼食を食べて、それからまた博物館等を見学して佐々町のほう

に戻るという2つの行程の提案を今受けているところです。

そこで、五役会で道の駅の視察研修ということですが、店長とかに説明、どういった品物があるのかとか、どういった仕入れをしているのかとか、そういったのも聞ければということで、ただ見るだけではなく、そういった説明を受けるということをしたかどうかという御提案を頂いておまして、まだそれを受けていただけるかどうかの、確認が取れていないんですけれども、今、2行程があります。

それから、日程についても、皆様の任期もございまして、7月の、五役会の中では、10日月曜日、11日火曜日の1泊2日という案も出されているところでございます。

そこで、ちょっとこの2つのコースの中で、どちらのほうで研修を組むかということで、皆様の御意見を頂ければと思います。お願いします。

会長（吉野 裕君） 今、事務局からありましたように、日程については7月の10日、11日、コースについてはこの2つの案ということで。

営農組織とか町のそういうところには一応打診をしたとですけど、まだこういう状況で受けがたいということで。

17番。

推進委員（筒井 浩一君） 日にちは決定しとるんですか。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。決定したわけではないんですけれども、皆様の任期が7月19日までで、その前の5月とか6月ってなると、皆様もお忙しいというところもあって、日程的にこの日ぐらいが皆様の都合がつきやすいんじゃないかという意見もあり10日、11日という案が五役会のほうで出たというところでございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） このコース、どちらがよいですか。49ページの案でよいでしょうか。

49ページのほうがいいという方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）50ページの案がいいという方。（賛成者挙手）

会長（吉野 裕君） 7番。

7番（坂口 隆英君） 10、11って言いよらすとですかね、日にちが。

会長（吉野 裕君） はい。

7番（坂口 隆英君） 都合の悪い人もいるみたいですけども。はっきり言ったほうがよかっちゃなかですか。

17番（筒井 浩一君） 10、11は重なってとつとですよ、私の研修旅行の。

会長（吉野 裕君） そしたら、前の週にします。

休憩します。

(休憩 午後 15時 33分)

(会議再開 午後 15時 41分)

会長(吉野 裕君) 会議を再開します。

日程については、7月の6、7、コースについては50ページの案で検討したいと思います。(「はい」の声あり)

その他で、ほかに皆さんのほうから何かありませんか。17番。

推進委員(筒井 浩一君) あっせんについて、ちょっと聞きたいんですけど。

今は耕作を出しておるとですけど、耕作する人がおらんって、田んぼをどうしても手放したいという人がおらすとですよ。それで、あっせんかけるとして、農地・水とか中山間にかかっても出されるんでしょうか、あっせんに。

会長(吉野 裕君) 事務局長。

事務局長(作永 善則君) そこは引き続き耕作するという形の部分でいくのであれば、問題はなくできます。

最終的に、特別控除税の申告の分の800万控除を適用させる部分ということですね。税の申告で、売りましたってなったときの売り主さんに対して特別控除800万って集積の特例の部分があると思うんですけど、その部分を適用させるあっせんという形に持っていく分ですよ。

推進委員(筒井 浩一君) うん。そいけん、本人さんがどう言わすか分からんとですけど……。

農地ですけんか、やっぱり農家にしか売られるんじゃないけん……。

事務局長(作永 善則君) そうです、もちろんその形になりまして、基本的に引き続き耕作というのが条件にはなってくると思います。

推進委員(筒井 浩一君) そうですね。多分あっせんかけんば、個人で売り切らんとするけん。

そいけんか、その要件を満たすとはどうしたらよかろうかと思って聞きました。

会長(吉野 裕君) 8番。

8番(藤永 九市君) 8番。その他のことでお尋ねしたいと思いますけども。

今、時間は取れませんが、農業委員会の事務局、来年の秋ですかね、庁舎建設の見込みが。供用開始というのが、来年度の秋、10月、11月頃なんですかね。

それで、皆さんもお気づきのとおり、事務局がないような状況になる。通路でいろいろ申請をしたり話をしたりすることが通常に行っている。それはやむを得ないと思いますけども、ただ、あそこ行き交いも多かですよ。私も何回となく経験して、あそこで話を。従来は個室があったもんですから、十分話もできたんですけど、そういう状況下に

今あります。我慢をせなならんでしょうけど。

だからといって、事務所を構えるわけにはいかないんでしょうけど、農業委員会の窓口といますか、そういう点で、非常に向こう2年間も含めて、不自由な思いをしていかならん、重要な話合いもあることがあるんですよ。そういうときに、このままでずっと続けられる。何かその対策として取れんもんか、どうかなということ考えておりますけども。

皆さん、そう思われませんか。そういうふう感じて、十二分な相談ができない状況があると。

だから、あそこで会議をするどころじゃなくして、やっぱりそれぞれ農業委員会にいろんな手続上、かれこれ出てきて、問題も相談も出てきたりいろいろあると思いますけども、今後とも。

だから、もうちょっと何か考え方、ほかはないもんかどうか、皆さんどう思われますかね。非常に不自由ですね、これ。致し方ないと言えば、致し方ないことですから。そのような感じがします。

非常に煩雑混雑して、農業委員会あり、建設課あり、農林水産課あり、それから教育委員会、密集した形の中で詰め込んだような形になっていますけど、仕方ないと言えば仕方ないですけどね。その点ちょっと何か考えておられるもんか、このまんまでいいのかどうなのか、その点をちょっと考えていただきたいなと思います。

このことで何か事務局としてはお答えできますか。会長、どう思います。ちょっとお尋ねしておきます。

会長(吉野 裕君) 確かに、一番お客さんの来るところではありますよね。そして、1階みたいに手続だけで済むところじゃない、2階のほうは結構話が込み入るところが多い部署が多いところで、教育委員会にしてもやっぱりいろいろ諸問題、子供たちとか何とかのあれば。

そのために、教育長の部屋だけはプライバシーの問題とか何とかあるもんで別にしてあつとですけど、建設課にしても、やっぱり行ってこうしてって頼み事するとにも、確かに窓口だけでは厳しい。農業委員会も委員会と農林水産課と一緒にしておりますけど、別々で問題がいろいろ手続とか何とかも、そう簡単に書類を出せばいいというもんでもなかし、いろいろ話も複雑なところがあるかと思えます。

そこは、ちょっと話が込み合ったような案件のときには、事務局としてはどっかその日に空いている会議室か何かを利用していただければと私は思っております。

事務局長（作永 善則君） すみません、今の現状が皆様方に御不便をかけていることは重々承知をしております。

現時点の結論としましては、新庁舎が建ったときには、今とは別で農業委員会のスペースというのも確保させていただいている状況でございます。

ただ、2か年度で建設をして、来年の3月までには一旦完成で、その次の年に、ここを解体して駐車場整備という流れになっていきますので、それまでの間は今の運用で行くしかないというところで、特別な相談事とかあれば別に会議室を、会長が申しましたとおり、取ることで調整をさせていただきたいと思っているところでございます。

ただ、今の別館にあった教育委員会と農業委員会が、こちらのほうの庁舎のほうにぐっと寄せられてしまった部分、正直、今の会議室の空きを先に抑えるのが難しいという状況でもありますので、事前にどういった話があって、オープンスペースじゃないところの別室を何とか確保してもらいたいということがあれば、事前に事務局のほうに連絡を入れていただければ調整をさせていただきたいと思っております。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——なければ本日の会議を終わらせていただきますけど、なかなか事務局としても申し送りとか引継ぎがうまくいかなくて不慣れなところがあり、進行が滞ったことおわびいたします。

本日の案件は全て終了いたしましたので、これで閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 16 時 15 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 吾野 裕

会議録署名委員 藤永九市

会議録署名委員 池田晴良